

# 修繕特記仕様書

修 繕 名：仲井真小学校幹線ケーブル修繕

修 繕 場 所：那覇市字仲井真 173 番地

## 【総則】

### 第1条 趣旨

- 1 本仕様書は、那覇市教育委員会生涯学習部施設課（以下、「発注者」という。）が発注する「仲井真小学校幹線ケーブル修繕」に適用する。
- 2 発注者は本仕様書及び設計図書に定める成果物を完成させるために監督員を置き、受注者へ通知する。
- 3 本仕様書に明記されていない事項、または本仕様書により難しい場合が生じたときは、監督員と協議し決定するものとする。

### 第2条 施工管理

- 1 受注者は、現場代理人及び主任技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。変更したときも同様とする。現場代理人及び主任技術者は専任を求めず、CORINS への登録も要さない。
- 2 現場代理人は、作業時において現場に常駐で配置すること。ただし工場製作期間中等、現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しない期間等を定めることができる。
- 3 主任技術者は1級、2級電気施工管理技士または第一種電気工事士を有する者とし、設計図書に基づき技術上の管理を行う。
- 4 現場代理人と主任技術者は兼ねることができるものとする。
- 5 学校敷地内に立ち入る際は、現場代理人は腕章を装着し、名札を携帯し求めに応じて提示すること。
- 6 修繕の一部を下請負させる場合は、下請負者通知書に必要書類を添付して提出すること。

### 第3条 安全管理

本特記仕様書によるほか、消防法（昭和23年法律第186号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）など関係諸法規に従い、安全確保の上、修繕を実施すること。

### 第4条 資格保有者

施工に当たっては、法令に基づき適切な資格保有者が作業を実施すること。

## 【修繕概要】

### 第5条 事前調査

施工前に設備の位置、状況等を確認する。

設計図書に定める配線の取替、関連機器の修繕等の作業をする場合、数量が実際と異なる場合、高所作業車や足場等を要する場合には協議の上、設計数量、金額を変更するものとする。

事前調査する際には学校と日程調整を行うこととする。

### 第6条 施工

- 1 使用する機器は、資料とともに「使用材料承諾願」を監督員に提出し、承認を得ること。
- 2 原則として授業時間外に施工するものとするが、生徒児童の往来の少ない場所、授業や教職員の業務に支障のない場所においては、適切な安全確保を行った上で授業時間中にも施工できるものとする。
- 3 施工日について学校から長期休暇や3連休での施工要望があれば調整すること。

### 第7条 施工後の処置

- 1 配線修繕後は絶縁測定等を行い、正常に機能することを確認する。
- 2 撤去した機器は適切に廃棄処分すること。

第8条 現場調査、施工の際は、施設管理者、生徒児童や地域住民とのトラブルがないよう十分配慮し、工作物等に損害を与えた場合は受注者が責任をもって処理することとする。

第9条 本修繕において発注者が必要とする部分の成果品を、修繕完了前でも期限を定めて請求できるものとする。

第10条 完了届提出後に検査員による修繕完成検査を実施する。修繕完成検査は、履行期間内に行うものとする。

成果品引渡後においても、受注者の責に帰すべき誤りについては、受注者の負担において、速やかに訂正しなければならない。

第11条 工期中に新たに発生した緊急修繕についても、市内小中学校内であれば誠意をもって対応すること。なお、追加費用が発生した場合は、別途増額変更等の協議を行うものとする。

## 【受注者の責務】

第12条 受注者は、本修繕により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。又、本修繕に関する成果品は全て発注者の所有とし、発注者の許可を受けずに他に公表、貸与、使用してはならない。

**第13条** 受注者は、本修繕を施工するに当たって「那覇市発注公共工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ①暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ②暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- ③排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

**第14条** 受注者は、本修繕を施工するに当たって「那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策」に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ①受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注修繕等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を発注者へ提出しなければならない。
- ②受注者は、本修繕契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位受注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- ③受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- ④受注者はその旨、全ての本修繕関連者に周知しなければならない。

#### 【成果品】

**第15条** 本修繕の成果品として提出するものは次のとおりとする。なお、成果品の作成及び編集方法等についてあらかじめ監督員と協議のうえ作成するものとする。

- |              |      |
|--------------|------|
| （1）修繕記録（別表1） | ： 1部 |
| （2）各種届等（別表2） | ： 1部 |

#### 別表1：修繕記録

ア 対象設備毎の以下の記録写真の整理

- ・ 施工前：対象設備の全景及び近景
- ・ 施工時：使用資材の搬入状況、施工状況
- ・ 施工後：対象設備の近景及び機器銘板

※記録写真については電子データ（CD, DVD）での提出でも可とする。

ウ 官公署関係書類

- ・消防署等への申請書類

エ その他

- ・出来高数量表（学校毎に使用した機器等の設計数量及び実績数量一覧）
- ・マニフェスト（写し）

※記録写真について

施工前	全景	取替対象機器毎	設備の設置場所が分かるよう、周囲の状況を含む写真
	近景	〃	機器の設置状況が分かる近接写真
施工時	使用資材	学校毎	学校毎に使用する機器等を搬入時に撮影する
	施工状況	適宜	対象機器の取り外し状況、取り付け状況、試運転調整状況等
施工後	近景及び機器銘板	取替対象機器毎	施工前と同じ角度、位置で撮影する
共通	説明文には場所（学校及び部屋名）を記載すること。		

別表2：各種届等（完成時には写しをまとめたファイルを提出）

- ・着手届
- ・現場代理人等届：実務経験証明書、雇用関係証明（保険証の写等）を添付
- ・暴力団排除誓約書兼同意書（元請用）
- ・施工計画書：重量物の搬入搬出、重機、高所作業車、足場の使用がある場合、その安全確保について施工計画書を提出する。
- ・作業員名簿：関連資格については資格証の写しを添付
- ・修繕工程表
- ・下請負者通知書：下請負契約書又は請書（写）、見積書（写）、建設業許可証（写）、作業員名簿、資格証明書（写）等を添付
- ・使用材料承諾願
- ・完了届